事　務　連　絡
令和８年１１月２日

事業者　各位

鯖江市政策経営部
財 務 管 理 課 長

契約関係添付書類における押印義務付け廃止について（通知）

みだしのことにつきまして、電子契約の導入を踏まえ、契約手続きの更なる電子化を推進するため、契約約款等に基づき提出を要する添付書類についても押印義務付けを廃止し、下記のとおり取り扱うこととします。

記

１　対象となる様式
別紙、「契約事務等に係る提出書類への押印見直し一覧表」のとおり

２開始日
令和８年１１月４日以降の契約に係るものから開始

３　提出方法
電子メールでの提出を可とする。
・電子契約の場合、添付書類は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」に記載されたメールアドレスからの提出に限るものとする。
・書面による契約の場合、添付資料は、電子メールでの提出を可とするが、送信後に電話による連絡を行うものとする。

４　建設リサイクル法関係様式の提出方法
３に定める提出方法に従いメールにて提出することを可能とする。その場合、市の担当者が課内決裁を受け、課長印を押印の上、財務管理課へ書面で提出するものとする。

５　その他
・メールにて提出を行う添付書類は、PDF 形式とする。
・書面で提出する場合や押印がある場合についても、従来どおり受け付けるものとする。
・添付書類（様式）は、市ホームページからダウンロードすることができる。

【担当】 財務管理課　牧田（0778-53-2222）